

第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

(空白)

第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

3.1 環境影響要因の抽出

対象事業の特性を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼす恐れがある要因（以下、「環境影響要因」という。）を表3.1-1に示すとおり抽出した。

表3.1-1 環境影響要因

時期	環境影響要因の区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
工事中	工事の実施	造成等の施工	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採、掘削、盛土、地盤改良及び整地工事の実施 ・工事中に敷地内に降った雨水の敷地外への排水
		建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働
		資機材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の搬入・搬出 ・建設廃棄物の搬出
存在・供用時	土地及び工作物の存在及び供用	敷地及び構造物の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の変化 ・建物、煙突等（地下構造物を含む）の工作物の存在 ・供用時に敷地内に降った雨水の敷地外への排水
		施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突からの排ガスの排出 ・施設の稼働に伴う悪臭の漏洩 ・施設の稼働に伴う騒音・振動の発生 ・施設からの排水の発生※ ・施設の稼働に伴う地下水の取水 ・焼却残さ等の発生、搬出 ・燃料等の使用による温室効果ガスの発生
		廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の搬入・搬出車両の走行

※プラント排水は処理後再利用する計画であり排出しないが、生活排水は浄化処理後に公共用水域に排水する計画である。

3.2 環境要素の抽出

環境に影響が生じる可能性を検討すべき要素（以下「環境要素」という。）を表3.2-1に示すとおり抽出した。

環境要素は、「山梨県環境影響評価等技術指針」に示された環境影響評価の全項目に加え、対象事業実施区域周辺的生活道路等に交通が集中し、地域の交通に影響を与える可能性があることから、地域交通についても検討することとした。

表3.2-1 環境要素

環境要素の区分		
山梨県環境影響評価等技術指針に基づく項目	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染
		悪臭
		騒音
		低周波音
		振動
		水質汚濁
		水象
		地盤沈下
		土壌汚染
		地形・地質
		土地の安定性
		日照阻害
		反射光
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目
	動物	
	生態系	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景
		人と自然との触れ合い活動の場
	環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土
		大気汚染物質・水質汚濁物質
温室効果ガス等		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	
組合が独自に設定する項目*	その他の項目	地域交通

※対象事業実施区域周辺的生活道路等に交通が集中し、地域の交通に影響を与える可能性があることから、環境影響評価技術指針にはないが調査項目として追加した。